

岩手県企業局管理規程第3号

企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程及び企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程及び企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

(企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部改正)

第1条 企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程（平成11年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額	開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額
複製物の 交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	50円	複製物の 交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	40円
	2 光ディスク（日本工業規格X0606およびX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、650メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	150円		2 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	80円
	[略]			[略]			
	4 録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	130円		4 録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	120円
	5 ビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	210円		5 ビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	190円

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正)

第2条 企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成13年岩手県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表第2（第11条関係）				別表第2（第11条関係）				
開示の実施の方法	区分	単位	金額	開示の実施の方法	区分	単位	金額	
複製物の交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格 X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	<u>50円</u>	複製物の交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格 X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	<u>40円</u>	
	2 光ディスク（日本工業規格 X0606および X6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、 <u>650メガバイトのものに限る。</u> ）に複製した複製物	1枚につき	<u>150円</u>		2 光ディスク（日本工業規格 X0606及び X6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、 <u>700メガバイトのものに限る。</u> ）に複製した複製物	1枚につき	<u>80円</u>	
	[略]				[略]			
	4 録音カセットテープ（日本工業規格 C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	<u>130円</u>		4 録音カセットテープ（日本工業規格 C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	<u>120円</u>	
	5 ビデオカセットテープ（日本工業規格 C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	<u>210円</u>		5 ビデオカセットテープ（日本工業規格 C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	<u>190円</u>	
[略]				[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。